

■議案第77号 四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

令和2年4月1日より、本町が運営する特別養護老人ホーム窪川荘と特別養護老人ホーム四万十荘に勤務する職員が午後10時から翌午前5時までの間に看護業務又は介護業務に従事した際、勤務内容の特殊性を考慮し、特殊勤務手当として「夜間看護業務手当」又は「夜間介護業務手当」を支給できる規定を整備するものです。

また、「夜間介護業務手当」の支給額については、特殊性が「夜間看護業務」と同等であると判断し、同額とします。

【改正内容】

第2条 : 特殊勤務手当の種類に「夜間介護業務手当」を加えます。

第4条 : 夜間看護業務手当の支給対象職員に「四万十町立特別養護老人ホーム窪川荘及び四万十町立特別養護老人ホーム四万十荘に勤務する職員」を加えます。

第4条の2 : 夜間介護業務手当の支給対象職員を「四万十町立特別養護老人ホーム窪川荘及び四万十町立特別養護老人ホーム四万十荘に勤務する職員」とし、その支給額を4,500円と定めます。

【新旧対照表】

改正後	改正前
第1条 (略) (特殊勤務手当の種類)	第1条 (略) (特殊勤務手当の種類)
第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1) 感染症防疫作業手当 (2) 夜間看護業務手当 (3) 夜間介護業務手当 (4) 医療業務手当	第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1) 感染症防疫作業手当 (2) 夜間看護業務手当 (3) 医療業務手当
第3条 (略) (夜間看護業務手当)	第3条 (略) (夜間看護業務手当)
第4条 夜間看護業務手当は、四万十町国民健康保険大正診療所、四万十町立特別養護老人ホーム窪川荘及び四万十町立特別養護老人ホーム四万十荘に勤務する職員が夜間看護業務に従事したときに支給する。	第4条 夜間看護業務手当は、四万十町国民健康保険大正診療所の病棟に勤務する職員が夜間看護業務に従事したときに支給する。

改正後	改正前
2 夜間看護業務手当の額は、夜間看護業務に従事した勤務1回につき4,500円とする。 (夜間介護業務手当) 第4条の2 夜間介護業務手当は、四万十町立特別養護老人ホーム窪川荘及び四万十町立特別養護老人ホーム四万十荘に勤務する職員が夜間介護業務に従事したときに支給する。 2 夜間介護業務手当の額は、夜間介護業務に従事した勤務1回につき4,500円とする。 第5・6条 (略)	2 夜間看護業務手当の額は、夜間看護業務に従事した勤務1回につき4,500円とする。 第5・6条 (略)

【根拠法令等】

四万十町一般職の職員の給与に関する条例（抜粋）

(特殊勤務手当) 第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。
--